

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

主催	加古川市 家庭支援課
日時	—
場所	—
内容	<p>物価高騰に対する支援として、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。</p> <p>【対象者① 申請不要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ・令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した者 <p>【対象者② 申請必要】</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する（ア）（イ）に該当する子育て世帯</p> <p>（ア）物価高騰の影響を受けて、直近の収入が住民税非課税となる水準の世帯</p> <p>（イ）物価高騰の影響を受けて、直近の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となるひとり親世帯</p> <p>【支給額】 児童一人当たり一律5万円 【支給予定日】 令和5年5月30日（火）を予定【対象者①のみ】</p> <p>※対象者②の申請方法等の詳細は国による制度設計が整い次第、改めて広報・周知を行います。</p>
対象者	約3,700世帯
定員	—
参加費	—
申込先・方法	加古川市 家庭支援課 手当給付係 窓口又は郵送
目的・背景 その他	<p>食費等の物価高騰に対する生活支援として支給する。</p> <p>対象は約3,700世帯、児童数約6,000人を見込み、事業費は約3億円。財源には、全額国庫補助金（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）を充てる。</p>
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定（5月） ・ 掲載しない
広報かがわ	5月号に掲載 ・ 6月号に掲載予定 ・ 掲載しない

問合せ先

加古川市 家庭支援課 手当給付係
（担当：川原・井手上・岡田）
☎079-427-9212（内線2873）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯） ・ 直近で収入が減収した世帯
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>